

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月13日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（証券の受領拒絶等）</p> <p>第31条　[略]</p> <p>2　企業出納員及び現金取扱員は、出納取扱金融機関以外を支払地とする小切手の受領を拒絶することができる。</p> <p>3　水道営業所の所管する区域における支所及び市民の窓口に置く水道局の現金取扱員は、証券を取り扱わないものとする。</p>	<p>（証券の受領拒絶）</p> <p>第31条　[略]</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。